

京都市消防局訓令乙第13号

各 部  
防 災 危 機 管 理 室  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防局消防航空機運用管理規程の一部を次のように改正する。

平成23年3月31日

京都市消防局長 三 浦 孝 一

第7条第2項を次のように改める。

- 2 航空機の日没から日出までの運航に関する基準は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この訓令は、平成23年4月1日午前8時30分以後に運用すべき事由が生じた場合について適用し、同時刻前に運用すべき事由が生じた場合については、なお従前の例による。

(消防局警防部消防救助課)